

第2弾

おおい町町内事業者事業継続支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況が続く事業者の事業継続を支援するため、3年前(平成31年)、2年前(令和2年)または前年(令和3年)と比べ30%以上減収となった事業者に対し支援金を給付します。

対象要件

◆「福井県中小企業者等事業継続支援金」の給付を受けた町内事業者

- ※ すでに「福井県中小企業者等事業継続支援金」を県に申請し受給していること。
- ※ 町内事業者 ・ 町内に本社を置く法人 ・ 主たる事業活動が町内である個人事業主
- ※ その他要件 ・ 「福井県中小企業者等事業継続支援金」の受給状況を、町が県に確認することを承諾すること。

給付額

◆「福井県中小企業者等事業継続支援金」受給額の「2分の1」の額

※ 減収率に応じて、**50,000円～150,000円**

申請手続き

◆ 受付期間 **令和4年5月9日(月)～令和4年8月19日(金)**

◆ 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

◆ 受付場所 おおい町役場 商工観光課

◆ 必要書類

- おおい町町内事業者事業継続支援金申請書
- 福井県中小企業者等事業継続支援金の振込口座の通帳の写し(口座名義・福井県中小企業者等事業継続支援金の振込について記載した部分)
- 本人(法人にあつては代表者本人)確認書類(運転免許証、健康保険証、個人番号カード及び住民票等のいずれかの写し)
- おおい町町内事業者事業継続支援金の振込先口座の通帳の写し(口座名義・口座番号を記載した頁)

福井県中小企業者等事業継続支援金の概要

【対象要件】 令和4年1月から4月までの何れか1月の売上が、3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること

【給付額】 10万円～30万円

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 売上が70%以上減収した月がある事業者 | 1事業者あたり30万円 |
| (2) 売上が50%以上70%未満減収した月がある事業者 | 1事業者あたり20万円 |
| (3) 売上が30%以上50%未満減少した月がある事業者 | 1事業者あたり10万円 |

【申請受付期間】 令和4年2月28日(月)から
令和4年6月30日(木)まで

福井県中小企業等
事業継続支援金
ホームページ ⇒



お問い合わせ先

◆ おおい町商工観光課
☎ 0770-77-4056

くわしくはコチラのサイトをご覧ください ⇒
<http://www.town.ohi.fukui.jp/1005/1214/108/p21582.html>

